

質疑応答

議事録

発表者 水澤さん

質問者 平松

質問：現実にはどのようなメリットがあるのか。

解答：どのようなメリットがあるかまではまだ研究していない。選んだ事例の比較はしていないが、これらの事例は成功している。まだ調査はしていない。資料では、地域活性化に貢献しているようだ。

質問者 冬木先生

質問：今日の報告はキックオフ的なものか。これから事例を調査して、分析するのか。

解答：はい。分類をただけでこれから。

コメント：最近アカデミックに分析している文献もあるようなのでそっちも見てみるとよい。アメリカに似た事例もあり、アメリカ・ドイツ・イギリスなど外国の事例の文献があるので、その事例を見てみるのがよい。

質問者 両角先生

質問：水澤さんが社会的役割を自分で体系的に考えてみては。仮説、問題の設定、視点をはっきりとしたほうがよい。

解答：社会的役割についてまだ考えていない。最近の市民農園は今までのと違ってきているがなぜこれだけいいのに最近の市民農園がもっと普及しないのかを考えたい。

質問者：木谷先生

質問：市民農園はレジャーとしてあるわけで、今の市民農園の社会的役割は、市民農園を利用する個人個人同士が、農業と関係ないところでコミュニケーションを取れるという程度なので、社会的役割というところまでいっていないのではないか。農業や農村生活をしてみたいという人が、農業や農家と関係を持つような市民農園の形はないのか。農村の意思決定までに関わりたいという人もいるのでないか。レジャーではなくて学習という意味も含めて。

解答：都市型の市民農園は個人個人が勝手にやっている。都市近郊型は近いと思う。農業をしてみたいという人は多くなってきてはいるが、受け皿がない。

質問者：長谷部先生

コメント：我々のイメージする市民農園と、外国の市民農園では違う。市民農園の国際会議もあるので、限定しないで考えては。

質問者：米倉先生

コメント：市民農園のための行政や法律はがテーマなのか？

市民農園の社会的役割というのはおもしろくない。定年の人々に対しても20年くらいしかない。社会的役割というより社会的意義なのでは。市民農園のような活動が社会運動に結びつくようなことではないのか。イギリスの農村では、豊かな生活が営まれている。そういう生活をしてみたいという人がいるわけで、そういうことに結びつくような市民農園をテーマにしたほうが、ただ野菜を植えてみてどうのこうのという市民農園よりということよりも面白いのではないか。

報告者

：地域計画学分野 D2 菅井建光（第2報告）

報告題名

：「農業金融における信用補完制度の持続的発展のための基礎的条件に関する研究」

~~~~~

佐々木

Sheet4で、「逆選択・モラルハザード」について述べられているが、具体的にどういう状況がおこっているのか説明していただきたい。

菅井

逆選択は、貸し手・借り手の双方に発生している。モラルハザードについても一般に金融で言われている現象が起こってきている。なぜここでこれらを問題にしたかという、最終的にリスクを高める要因になるからである。事前にリスク管理をできれば、保証料として適正なものが設計できる。これが本報告で提案したことである。

冬木

基礎的条件について、保証機関の論理で議論を展開されているが、外部条件として、農業信用の対象である農業者の状態も相当変化しており、そういった変化をどのように論に取り込んでいくのかをお聞きしたい。また、特に農業法人貸付において都銀・地銀の参入が見受けられ、外部の競争相手が出てきている状況下で、それらがどのように農業信用に影響をしているかといった考察が見られない。以上2点について、どのように考えているか。

菅井

法人の債務に対する銀行等の融資の保証保険の取り扱い、ここにあるように、保証会社（主に損保）が行っている。農業生産法人に融資する銀行は、農業信用基金協会（以下、協会）の会員ではないので、保証会社を使うのだと思われる。そういう点で、協会の競争相手と言える。

農業者については、基本法農政以降の選択的拡大によって、農業者は単一耕作者ではなくなってきた、すなわち複合経営によって多様化してきた。さらに、兼業化による農家・農業経済の多様化が見られる。そうすると、担い手育成といっても、対象が全農家の半分程度になってくる。協会はこれまで、農業経営の多様化には対応できる態勢をとってきており、つまりは事故率の上昇にも対応してきた。一方農家の生活面での多様化でいえば、生活資金までの保証対応をしてきた。

本報告は一見して協会の経営の視点から議論しているように見受けられるかもしれないが、そうではなくて、制度としても対象を拡げて対応してきている。

冬木

もう少し論理展開の中で農家の多様化を位置づけてもらえばより良くなると思われる。

菅井

今後の課題にしたい。

米倉

今日の報告からは少しずれるが、最近、宮崎県の鳥インフルエンザの事件が起きたが、被害のあった農家はもとより、近隣の農家に対しても様々に影響が及ぶが、あのような事態に対して、今の保証制度ではどのように想定し、対応しているのか。

もう1点、求償権の残高とは信用保証会社が回収するものだと思うが、複数の債務がある場合、債権回収の際の順序（ルール）は存在するのか。

菅井

鳥インフルエンザのような、突発的に起こって巨額の債務不履行を生じる可能性があるものについては、本研究は対象にしていない。そうした問題は、災害共済の分野で扱われるものだと思う。

求償権の回収について、過去の畜産の例でいうと、大規模な経営体から債権回収する場合、まず経営の改善を促し、次にそれが難しいとなると、物的担保等の回収に及ぶ、といった順序で行う。

米倉

債権者が複数存在する場合は、どのような順序で保証を行うのか。債権者同士で調整が必要なのではないか。

菅井

そういう場合、債権者同士の話し合いはない。債権には順位がある。詳しい順序については込み入った話になるのでここでは申し上げられない。

長谷部

JAは貸付の際、将来的に焦げ付くことはある程度想定しているのか。

菅井

現段階では想定されていない。ただし、ドイツのようにリスク見合い検討中の例もある。また、私の提示した保険理論の導入は、そうしたリスクを想定してリスク分散を図るためのものである。

報告者：鹿嶋

平松：発表の最後の「結果」のところで「(需要が)見込める」、「高価格で売れる」として  
いるが、輸出に際しての問題点や限界は無いのでしょうか。

鹿嶋：問題点としてはもちろん価格ということが挙げられますが、他には「卸先が変わる」ということが挙げられます。(これまでの卸先と築いてきた)信頼関係がなくなること  
を嫌がる傾向が見られます。

平松：今回の発表の中でりんごやなし、長芋といった農産物が挙げられたわけですが、それらの生産者の状況に関する言及がありませんでした。そのあたりはどのような状況なのでしょう。

鹿嶋：それらの現状についてはまだ勉強中です。

田中英：輸出農産物の輸出先での販売価格の水準はどのようなものですか、日本の何倍程度の水準なのでしょう。

鹿嶋：何倍かは国によっても違いますが、明確に把握していません。ただ、理想としては1.5倍の範囲ならば輸出できると言われています。

田中英：ここで取り扱っている農産物は、輸出のために生産されているのではないのですよね。

鹿嶋：検査の基準にも合わせなければいけないので、輸出用に（国内流通用とは別にして）生産されているものです。

田中英：生産計画や戦略立てて生産されているのでしょうか。

鹿嶋：それはまだ調べていません。

田中英：輸出先の消費者の好む味覚に合わせて品種改良しているのではなく、そのままの日本産の農産物が受け入れられているのでしょうか。

鹿嶋：そうだと思います。日本産は味が良い、形や見た目が良いということで受け入れられています。また安全に関しても高い評価を得ています。

佐々木：アジア向けの輸出額について、日本が輸出している農産物の輸出先に占めるアジアの割合はどの程度のものなのでしょう。

鹿嶋：分かりません。

阿部：私は輸出先の消費者にとっては、日本産の農産物を食べるのが一種のステータスであるという面もあると思います。彼らが食べる農産物というのは、日本の消費者が（普段）口にする農産物よりもグレードの高いものなのでしょう、それとも同じものなのでしょう。

鹿嶋：主にサイズの大きいものが輸出されています。輸出先では大きいものが好まれています。ただ、台湾に輸出されているものの中には、日本国内で一般的に流通しているものがあります。またイギリスなどでは小さめのサイズが好まれており、輸出されています。

阿部：輸出対象となる国によって、農産物の品質も違ってくるといっていいですね。

鹿嶋：そうです。

両角：夢のある話だと思います。これまでに輸出の実績のある中国、台湾、香港の3つの

地域について整理、説明してもらいましたが、この実績に関して輸出政策の中のもののような面が最も効果を発揮したと考えますか。

鹿嶋：輸出国の消費者と日本の生産者とが接触する機会を設けて、展示会などを開いて PR を行ったことが効果的であったと思います。

両角：そのような面もあると思うのですが、私の印象では政策が促進したというよりも、市場に受け入れられたものを輸出していったという感じを受けます。というのも、政策としては WTO のルールを作り、対中国輸出では市場を開放するようなことを行いましたが、やはり基本は日本の農産物を受け入れる市場があったからなのではないでしょうか。それを踏まえて、必要なのは特別な輸出促進政策ではなく、今述べられた PR などの機会を作って行くような輸出促進政策が必要であると考えられるわけですね。

もう一点、質問があります。発表の中では輸出の担い手として、宮城県や岩手県の振興会などの生産者の団体や産地が挙げられていますが、商社が担い手となることはないのでしょうか。またこれからも産地が輸出を行ってべきなのでしょう。

鹿嶋：今回調べた事例の中では、商社が輸出の担い手となっているものは見当たりませんでした。また今後も産地が輸出を行っていくべきだと思います。

大鎌：14 枚目の輸出のグラフについて。真ん中くらいは、昭和何年くらいなのかわからないが、最近、農産物輸出がのびてるといっているが、援助買いを除くと、かつての真ん中くらいにあるピンクが高くなっている。こっちの方が高かったということか。

鹿嶋：ぐっとのびてるのが、穀物の輸出。自給表からとってつくったもの。これが価格にもかなり影響していると思われる。

大鎌：この時期みかんが増産して、カナダなどに輸出していた話を聞いていたが、そういうことではなくて、穀物であったのか。

鹿嶋：そうです。あとはりんごとみかんもあり、表にしてみた。赤がりんごになっている。

大鎌：ということは、最近の輸出の増加は、かつての量に比べるとまだまだそこにいていないということか。

鹿嶋：はい。量から言ったら。

大鎌：これは円で評価しての金額か？

鹿嶋：円です。

木谷：どうして農産物輸出しないといけないんですか。その根拠。自分の出身がみかんの地だが、国の政策で、つくればつくるほど儲かると補助金がでて、田んぼをつぶしてみかんにした。結果、暴落してぐちゃぐちゃになってしまった。国が支援して、また同じようなことを繰り返すのでは？また暴落する可能性がある。国が支援したばかりに、また国が責任とらないといけないということになる。国が積極的に補助・促進するということの必要性がどこにあるのか。

鹿嶋：基本的には日本の農業を維持できるようにしたい。

木谷：輸出にしか頼れないのか？国は国のなかでまわすことはできない？国民のなかで消

費するかたちで促進することではない？

鹿嶋：海外からも入ってくるから・・・やはり願望としては農業を衰退させたくはない。

木谷：中国の昔とおなじことをやっている？ブランドは危険。最初はいいかもしれないが、真似してつくっていくと売れないと思う。

鹿嶋：中国が品質の面でどのレベルまでいっているのかは実際はみていないのでわからない。これから勉強する。どのようなモノが生まれているかは、海外の状況の実際はまだよくわからない。

木谷：支援と書いてあるが、具体的に補助金などはだしていないのか？

鹿嶋：輸出する際に補助金はだしていない。

木谷：それには賛成なのか？

鹿嶋：それはWTOに違反するから。

冬木：願望を述べたのみだから、研究論文にするなら、農産物輸出についてすでにアカデミックな議論がなされているから、そこで輸出の学問的問題はなにかをつかんだ方がよい。

鹿嶋：ありがとうございます。